

富山県設計積算システム  
更新及び運用保守業務調達仕様書

令和 7 年 12 月

富山県土木部  
建設技術企画課

1. 全体概要 .....	- 3 -
1.1. 件名 .....	- 3 -
1.2. 契約形態 .....	- 3 -
1.3. 業務の対象期間 .....	- 3 -
1.4. システム更新背景と目的 .....	- 3 -
1.4.1. 目的と経緯 .....	- 3 -
1.4.2. 調達基本方針 .....	- 4 -
1.5. 業務の作業場所 .....	- 4 -
1.6. その他 .....	- 4 -
2. システム更新 .....	- 6 -
2.1. システム要件 .....	- 6 -
2.1.1 システム方式 .....	- 6 -
2.1.2. 利用者数 .....	- 6 -
2.1.3. 利用環境 .....	- 6 -
2.1.4. システム動作環境 .....	- 7 -
2.1.5. サービス提供環境 .....	- 8 -
2.1.6. セキュリティ要件 .....	- 8 -
2.1.7. 機能 .....	- 10 -
2.1.8. 性能 .....	- 10 -
2.1.9. 設計書データの移行 .....	- 10 -
2.1.10. 動作検証（テスト） .....	- 12 -
2.1.11. 試行運用 .....	- 12 -
2.1.12. 研修 .....	- 13 -
2.1.13. 利用マニュアル .....	- 13 -
2.2. プロジェクト管理等 .....	- 14 -
2.3. 成果物 .....	- 14 -
2.4. その他留意事項 .....	- 15 -
3. システム運用保守 .....	- 16 -
3.1 前提条件 .....	- 16 -
3.2 連絡体制 .....	- 16 -
3.3 業務内容と役割分担 .....	- 16 -
3.4 ヘルプデスク .....	- 17 -
3.5 成果物 .....	- 17 -

## 1. 全体概要

### 1.1. 件名

富山県設計積算システム更新及び運用保守業務

### 1.2. 契約形態

総合評価一般競争入札

技術点と価格点の合計点数により落札者を決定するもの

### 1.3. 業務の対象期間

#### (1) システム更新

契約締結の日から令和9年1月8日（構築、テスト、試行運用等を含む）

なお、令和9年1月1日から本運用開始を予定しているが、本運用への切り替え時期は受注者と発注者が協議の上決定する。

#### (2) システム運用保守

令和9年1月1日から令和13年12月31日

### 1.4. システム更新背景と目的

#### 1.4.1. 目的と経緯

##### (1) 背景

富山県土木部、農林水産部等（以下、「土木部等」という。）では公共工事や委託業務の実施によって、社会資本の整備やその適正な維持管理を行い、豊かな県民生活の向上を図っている。公共工事や委託業務は、入札の結果、民間業者との請負契約等により実施しているところであるが、工事の品質や安全確保、委託成果物の品質確保、入札契約業務の透明性確保のためには、適正な予定価格の設定が不可欠である。このため、この予定価格等の基礎となる設計金額を算出する積算業務に対し、正確性、迅速性を確保し、なおかつ職員の事務負担の軽減を目的として、設計積算システム※（以下「積算システム」という。）を運用しているところである。

※富士通社製 SuperESTIMA V7(RDS版) / SuperESTIMA 基準

##### (2) 目的

富山県土木部等が発注する公共工事や設計・調査委託等において、予定価格等を算出するための基礎となる設計金額を算出することを目的とする。

現在、富山県では、平成8年に導入した積算システムにより、積算業務の正確性、迅速性を確保し、技術職員における事務負担軽減を目的に利用しているところである。

今回、令和8年12月に現行の積算システムの運用期限を迎えることにより、システム更新の調達を行うことになったものである。

#### 1.4.2. 調達基本方針

本業務の調達範囲は、新積算システムへの更新及び運用保守業務とする。

##### (1) 利便性の確保

利用者の利便性を確保するため、現行機能・帳票を踏襲したシステム更新を行うこと。なお、パッケージシステムを利用する場合は、富山県の運用を考慮した上で更新を行うこと。

##### (2) 持続的な積算業務

本調達は、パッケージソフトのインストール作業やバージョンアップ等、クライアントパソコンへの負荷やユーザへの負担がからない方式での新積算システムに更新し、クライアントOSに依存しない持続的な積算業務の環境整備を図るものである。なお、本仕様書ではWeb方式(LGWAN-ASP)を想定している。

##### (3) 市町村共同利用システムとの連携

現行市町村共同利用システムに対して機能仕様・データ等を提供している運用については市町村共同利用システムに不都合なく継承すること。

#### 1.5. 業務の作業場所

本業務の履行に係る作業場所は、原則として受注者が用意し、それに係る経費は受注者の負担とする。ただし、発注者との打ち合わせや運用テストなど県環境にて実施する必要がある作業に限り、受注者と発注者が協議の上、作業場所を発注者から提供する。発注者から提供する作業場所の利用にあたっては、光熱費等の作業場所の運用に係る経費は受注者に負担を求めないが、それ以外の作業場所までの交通費、受注者の作業場所の破損に対する修繕費等は受注者の負担とする。また、発注者から提供できる回線は富山県庁内LANネットワークもしくはLGWANとする。

#### 1.6. その他

##### (1) 本仕様書の位置付け

本仕様書は「富山県設計積算システム更新及び運用保守業務」に必要な事項について定めたものである。

ただし、提案内容を縛るものではなく、仕様の実装が困難な場合は本仕様書の趣旨を踏まえた上での代替案(システム方式をオンプレミスとする等)も可能とする。

##### (2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、システム更新業務については履行期間終了後の検収後に行うものとし、前金払い等の支払いは行わない。

なお、システム運用保守については、システム構築内容を踏まえて別途受注者と発注者で協議の上で支払い時期及び検収方法を決定する。

##### (3) 機密、秘密保持

システム更新にあたり、契約書の秘密保持に関する項目の他、受注者に必要に応じて

別途共有する富山県の情報セキュリティに関する各種規程を遵守して更新及び運用保守を行うこと。

業務の実施上、取り扱う個人情報以外の秘密を含む情報についても、契約書別記「個人情報取扱特記事項」の規定に準じて取り扱うこと。

業務の実施における県の秘密の保持に関し、誓約書を作成の上、発注者あてに提出すること。

業務の実施における県の秘密の保持に関し、全ての業務従事者に誓約書を提出させ、その写しを発注者あてに提出すること。

#### (4) 改修・更新時の対応

ソフトウェアについては、利用可能なバージョンを提供するとともに、利用期間中におけるサポート期間の終了やバージョンアップに伴う影響が小さくなるよう考慮すること。

本業務の業務期間の満了、全部もしくは一部契約の解除、またはその他契約の終了事由の如何にかかわらず、本契約を終了し、富山県または富山県が指定する者が成果物の運用保守を行う場合あるいは再構築を行う場合は、受注者は業務引継ぎに必要な支援を行うこと。

本業務の業務期間中に、「富山県建設工事総合管理システム事業管理システム」の再構築が予定されている。本業務とのデータの連携、調整等が必要となる場合、受注者は、当該システム再構築業者との連絡調整を密に行うこと。

#### (5) 追加提案

発注者が要求しているもの以外に、先進的なアイデア（国土交通省で運用されている「工期設定支援システム」との連携等、仕様書にない有効な追加機能提案、業務のDX推進に寄与する提案）を実現できる場合は提案書において提案すること。別途有償対応が必要である場合、その旨を記載すること。

#### (6) 疑義の発生

本仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が発生した場合は発注者と協議の上、定めるものとする。

## 2. システム更新

### 2.1. システム要件

#### 2.1.1 システム方式

今回更新するシステムはクラウドサービスを利用した Web 方式を想定している。

##### (1) Web 方式(LGWAN-ASP)

富山県庁内 LAN ネットワークもしくは LGWAN ネットワーク環境下にある出先機関等については Web 方式(LGWAN-ASP)による運用形態とする。サーバで積算システム及び積算基準データを一元管理できるものとし、各クライアントでは積算システム及び積算基準データを保有しないこと。

ネットワークの使用にあたっては、セキュリティ機器の設置などによる十分な情報セキュリティ対策を実施すること。

なお、LGWAN-ASP サービスで提供するサービスは地方公共団体情報システム機構の「総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスリスト」に登録済又は登録する見込みであること。

Web 方式での対応ができない場合は、オンプレミス等での提案を行うこと。

##### (2) Web 方式(インターネット)

富山県庁内 LAN ネットワークもしくは LGWAN 環境下にない出先機関等については、インターネット経由での接続による Web 方式での導入を行うものとする。なお、LGWAN-ASP とインターネットにおけるシステムの機能・操作性、画面・帳票は同じものとする。

なお、インターネット経由でのシステム接続は ID/パスワードと追加の認証方式設定（多要素認証）を必須とする。

Web 方式での対応ができない場合は、スタンダロン等での提案を行うこと。

#### 2.1.2. 利用者数

##### (1) 登録利用者数

登録利用者数は 490 名程度を想定している（別紙 1 参照）。

ただし、実際に登録する利用者数はシステム構築時に発注者と協議の上決定する。

##### (2) 同時接続数

同時接続数は 111（LGWAN-ASP とインターネットの接続の合計）とする。

#### 2.1.3. 利用環境

今回更新する積算システムは富山県庁内 LAN ネットワークもしくは LGWAN ネットワークに接続可能な業務用端末で使用すること。

（別紙 1 参照、一部インターネット接続運用あり）

なお、業務用端末の基本性能については以下を想定している。テレワーク環境でも使用できるよう、発注者と協議の上構築すること。

ネットワーク設定の変更等が必要となる場合は、発注者と協議すること。

業務用端末	CPU	Corei3 1215U 相当
	メモリ	16GB
	OS	Windows11Enterprise
	ブラウザ	Microsoft Edge 等一般的なウェブブラウザ

#### 2.1.4. システム動作環境

##### (1) ハードウェア

現行の積算システムは県統合仮想化基盤を利用したネットワーク構成としている(OS やその他ミドルウェアは前回の更新業務時に調達)。

今回の更新にあたっては、クラウドサービスの利用を想定しているが、代替案とした場合も含め、新積算システムの運用に必要な機器等は受注者が用意するものとする。また、新積算システムへの更新において別環境へサーバを構築する場合は、本仕様書の要件を満たす環境へ構築するものとする。

データセンターの要件については、以下のとおりとする。

項目	内容
認定資格	・ ISO/IEC 27001を取得していること。
サービスレベル基準	・ 日本データセンター協会が定めるデータセンターのサービスレベル基準Tier3相当以上であること。
安定稼働	・ 建物は、日本国内に所在していること。 ・ 障害を検知してから1時間以内に、一次通知として県に報告するとともに、復旧に向けた体制を整え、迅速に対応すること。 ・ 24時間365日監視を行うこと。
セキュリティ等	・ 防犯については、施錠・入退室管理などの対策が十分にとられていること。

参考として、県統合仮想化基盤での構築を提案する場合は、提供可能なリソースの割り当ては以下のとおりとする。この割り当ての中で想定台数分のサーバに分割し動作すること。

構成	割り当てスペック
CPU	16コア
メモリ	64GB
ディスク容量	2TB

なお、県サーバを使用する場合、WindowsServer2022 以下であればライセンスは不要であるが、詳細は発注者と協議すること。OS 以外に必要となるミドルウェアに関して

はウイルスソフトライセンスのみ提供するが、その他必要なミドルウェアについては受注者が必要数分を手配すること。

(2) ソフトウェア

新積算システムを稼働させるために必要なソフトウェア等は受注者が用意すること。

2.1.5. サービス提供環境

利用する提供環境においてはウェブブラウザでの利用を前提とし、以下の条件を満たすこと。

(1) 安全性

- ・セキュリティが担保されたシステム構成を採用していること。
- ・セキュリティを維持するための継続的な取り組みがなされていること。
- ・データ保管が適切に行われていること。

(2) 信頼性

- ・障害発生時にもサービスを継続提供可能なシステム構成を採用していること。
- ・定期的なバックアップを実施し、万が一の事態に対して迅速なシステムの復旧を可能にすること。
- ・バックアップデータは世代管理すること。
- ・バックアップしたデータからのリストアによる業務再開が必要であること。なお、リストア手順については十分な検証を行い、取得したバックアップデータを用いて正しく復旧、業務再開ができる事を事前に確認すること。
- ・システムのフルリストアが可能なように、フルバックアップを取得すること。
- ・日々の業務で生じたデータが失われることのないように、差分バックアップを取得すること。データ部分のバックアップと共に、システム更新の際はシステム及びアプリケーション部分のバックアップも取得しシステム又はアプリケーションの更新に不具合が発生しても出来るだけ短時間で復旧できること。
- ・システム稼働率については、99.5%以上を確保すること。

(3) 拡張性

- ・汎用性及び拡張性のあるシステム構成を採用すると共に、他団体との共同利用や災害対応等による利用者数増を想定した同時接続数の変更など、システム負荷の増加に対して柔軟に対応できること。
- ・追加要望や業務改善要望に係るシステム改修について、柔軟に対応できること。

2.1.6. セキュリティ要件

リスク分析、人的セキュリティ対策、物理的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策、運用面の対策等、富山県庁情報セキュリティ基本方針を厳守して、業務に従事すること。

(1) サービス基盤のセキュリティ要件

- ・正当な権限のない者による情報のアクセスやデータの不正な利用、改ざん等が行われないよう、必要なアクセス権限の設定ができること。
- ・サービス、ポートは必要なものに限定すること。
- ・ウイルス対策ソフトを導入し、利用期間中、常に最新のウイルス定義ファイルを適用すること。
- ・保守・運用時も含めて、ファイアウォール等による不正侵入防止、侵入検知及び改ざん検知対策を行うこと。

(2) クラウドサービスにおける認定資格

- ・次のいずれかの認証基準を満たすこと。

ア ISMAPサービスリストに登録されていること

イ LGWAN-ASPサービスに登録されていること

ウ ISMSクラウドセキュリティ（ISO27017）認証を受けていること

・通信が暗号化されており、HTTPS（443番ポート）のみでの通信が可能であること。また暗号化プロトコルについては常に最新バージョンのものをサポートしていること。

・サービスを提供する設備は日本国内に設置されているものとするほか、本県が保有する情報については、他の利用者と分離して格納されること。

・ISMAP管理基準で定める資産の管理がされている等により、サーバに格納される情報は原則として暗号化されていること。なお暗号化されていない場合は、相応のセキュリティ対策が取られていることについて、事前に発注者の承認を得ること。

・サービスの適用法律は日本国内法が適用されること。また、管轄裁判所は日本国内法の裁判所であること。メインとなるデータセンターだけではなく、ディザスタリカバリー用のデータセンター等も同様とする。サービスの中止や終了時に円滑に業務を移行するための対策が明確にされていること。

・必要に応じて、本県が実施するセキュリティ監査（立ち入り監査またはチェックリストの回答・SOC2保証報告書の提出等）を受け入れられるものであること。

(3) システム構築時の留意事項

・情報セキュリティに関する情報収集及び脆弱性確認を隨時行い、できるだけ速やかにパッチをあてるなど、必要に応じた対策を行うこと。

・アクセスログ及び各種通信ログを取得し、情報漏えい、不正アクセス等を監視すること。

・業務ログは、最低1年分を保持すること。

・情報セキュリティインシデントが発生した際には、被害拡大防止、原因特定等を行うこと。

・積算システムへのアクセス権限を管理するためのパスワードは、初期設定の利用はしないこと。パスワードは、仮パスワードを含め、10文字以上で文字列は英大文字、

英小文字、数字、記号の4種類のうち3種類以上を組み合わせたものが登録できることとすること。

#### 2.1.7. 機能

今回更新する積算システムで実現する機能は、現行機能・帳票の踏襲を前提とし、別紙2「機能一覧」、別紙3「帳票一覧」のとおり実現すること。機能の実現にあたっては、操作性や画面の見やすさ等を確保しなければならない。詳細は、受注者と発注者が協議の上、決定する。

#### 2.1.8. 性能

##### (1) システム稼働時間

システムの稼働時間は6:00～翌日3:00とすること。

夜間バッチ、バックアップ等は上記時間以外に実施するなど、性能を確保すること。

##### (2) 動作レスポンス

積算システムの動作レスポンスは以下を目標値とする。詳細は、以下の事項及び提案された事項を基準として、受注者と発注者が協議の上、決定する。

(同時接続数1、施工明細100件の設計書の場合)

- ・利用者資格認証：5秒以内
- ・設計書を開く：5秒以内
- ・項目入力：5秒以内
- ・計算：7秒以内

※クライアント端末、ネットワーク要因なしの場合

※各操作の詳細は以下の通り

- ・利用者資格認証：利用者資格情報を入力ご利用者資格情報画面から設計書一覧画面が表示されるまでの時間
- ・設計書を開く：設計書一覧画面から工事内訳画面が表示されるまでの時間
- ・項目入力：施工単価（積上施工）の項目入力画面から工事内訳画面が表示されるまでの時間
- ・計算：工事内訳画面に一括計算処理を行い、計算結果画面が表示されるまでの時間

#### 2.1.9. 設計書データの移行

##### (1) データ移行の基本方針

現行積算システムのデータは新積算システムへ確実に移行し互換性を有すること。また、現行積算システムと新積算システムの処理結果が予め受注者と発注者が協議して決定する水準以上となることを保証すること。

データ移行に必要な基準データ、設計書データの提供方法は、以下の通りとする。

基準データ：施工、基礎単価データはCSVデータ、PDFデータ形式など電子デ

ータにて提供する。

諸経費データ：諸経費は、別紙2「機能一覧」を参照し作成すること。なお、計算方法を除き、諸経費の数値データについてはCSVデータ、PDFデータ形式などの電子データにて提供する。

設計書データ：施工情報はCSVデータ、PDFデータ形式などの電子データにて提供する。条件等明細は、PDFデータ形式にて提供する設計書をもとに移行すること。なお、設計書データから作成された帳票の保存ファイル（エクセルデータ、PDFデータ形式等）は移行の対象としない。

## (2) データ移行の実施体制

現行積算システムから新積算システムへのデータ移行は、本業務の受注者にて実施すること。

データ移行において、現行積算システムからの抽出作業は当該システム維持管理業者が実施する予定としており、連絡調整を密に行うこと。

尚、維持管理業者との連絡調整に係る全ての費用（維持管理業者の発生する費用を含む）は受注者の負担で行うこと。

## (3) データ移行作業

作業スケジュール、移行手順書等を作成し、事前に発注者の了解を得た上で、移行手順書等に基づいて移行作業を確実に行うこと。

必要に応じて移行システム等を準備し、移行作業を実施できるものとする。

データ移行を行う場合、現行積算システムの運用に影響を与えないこと。

データの移行は、新積算システム稼動時において全て完了していること。

## (4) 移行データの検証

事前に移行データ検証方法について発注者の了解を得ること。

移行処理完了後、検証結果として処理結果が予め受注者と発注者が協議して決定する水準以上となることを証明すること。

移行データの検証において、現行積算システム構築業者の支援が必要となった場合、受注者の負担において実施すること。

## (5) 移行データの保証

新積算システム稼動後、移行データに起因した問題等により現行に比べ運用サービスレベルが低下したと判断された場合、移行方式、データ構造等の見直しを行い、問題が解決するまで再移行処理を行うこと。また、再移行処理にあたり、稼動後に投入したデータの保証もあわせて行うこと。

## (6) 移行にあたっての留意事項

県では、市町村と連携して基準データを調査・設定し共同で利用している。このため、市町村が現在使用している積算システム（以下、「共同利用システム」という。）を利用して、現行システムと新システムが算出する積算価格が一致することを前提とする。

前項の理由により、新積算システムでも市町村が県から配付された基準データを共同利用システムで容易に取り込むことができ、使用可能であるものとする。

(7) 移行範囲

新積算システムへのデータ移行に際しては、現行業務に支障がないよう職員負荷についても十分配慮した計画とする。なお、データ移行の対象は過去5年間に作成した設計書データ及び基準書データを想定しているが、詳細は受注者と発注者が協議の上、決定する。

基礎単価データ

施工単価データ

諸経費

(8) データ件数

積算基準データの件数は1世代（年間最大12世代）当たり以下の件数である。

施工単価データ 約4,500個（土木、農地）

基礎単価データ 約15,000個（資材単価、労務単価、機械損料）

新工種体系データ 約40,000個

諸経費データ 約16個

設計書処理件数（概算）

工事設計書 約7,000件／年

委託設計書 約4,800件／年

#### 2.1.10. 動作検証（テスト）

各動作検証（テスト）において共通する事項を示す。

- 各動作検証（テスト）開始前にテスト計画書を作成し、発注者の承認を得ること。
- 動作検証（テスト）の実施主体は受注者とし、原則検証用の機器、データは受注者で準備すること。
- 受注者は動作検証（テスト）の管理主体として動作検証（テスト）の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負うこと。
- 各動作検証（テスト）工程は、本県の関係者に対する作業負荷を抑える工夫をした計画を立てること。
- 発注者に対し定期進捗報告及び問題発生時の随時報告を行うこと。
- 動作検証（テスト）時に使用した不要なデータ、ユーザID、プロセス及びサービス等は本番稼働前には完全に削除すること。
- 本番稼働に向けた切替計画を作成し、発注者の承認を得ること。

#### 2.1.11. 試行運用

(1) 実施期間

本稼働前に試行運用期間を確保すること。試行運用期間は2カ月程度を想定して

いるが、詳細は受注者と発注者が協議の上、決定する。

(2) 実施対象

全利用者を対象とする。

(3) 実施内容

利用者が自らの業務用端末を使用し、試行運用から設計書作成を行う。

このため、試行運用開始までに積算に必要なデータ・機能は全て搭載し、帳票印刷まで行えなければならない。

なお、試行運用開始までに搭載するデータ及び機能については受注者と発注者が協議の上、決定する。

(4) 実施後の対応

試行運用で発見された障害は本運用までに是正措置を講ずること。

### 2.1.12. 研修

受注者は、利用者及びシステム管理者が新積算システムの円滑な導入により業務の連續性を確保できるよう、以下に掲げる事項のとおり新積算システムの研修を実施すること。

なお、研修時期及び内容の詳細については、受注者と発注者が協議の上決定するものとし、受注者は、研修前に研修実施計画を作成すること。

(1) 利用者向け研修

土木部等の技術職員に対して積算システムの操作方法に関する研修を行うこと。

- ・操作研修は別紙1に示す利用者（職員）を対象とし実施するものとする。
- ・研修方法は、集合研修（Webも可）又は動画による自主学習とする。
- ・集合研修を実施する場合、研修会場は発注者で提供するが、必要な機器は受注者において用意すること。
- ・研修では利用者マニュアル、基準改定マニュアルを用いて行うものとするが、場合によって実機操作デモの実施も可とする。
- ・現行積算システムと操作方法に差違が無く、明らかに研修する必要がないと判断される場合には発注者の承認を得た上でこれを行わないことができるものとする。

(2) 管理者向け研修

積算システムを管理する職員（建設技術企画課・農村整備課）向けの操作研修・運用研修（通常のシステム操作、日常の保守作業等）を最大で2回実施すること。

### 2.1.13. 利用マニュアル

以下に基づき利用マニュアルを作成すること。

(1) 利用マニュアル（利用者向け）

操作研修・運用研修は現行積算システムと操作方法および機能に違いがある場合、

その違いと新積算システムでの操作方法についても説明すること。

また、新積算システムを操作・運用するにあたって、分かりやすい操作マニュアル・運用マニュアルを作成すること。

#### (2) 基準改定マニュアル

利用マニュアル（管理者向け）は、管理者が使用する機能毎の使用方法や注意事項等を詳細に記載した資料である。

### 2.2. プロジェクト管理等

#### (1) プロジェクト管理

受注者はシステム更新における具体的な実施体制（統括責任者、主任担当者、業務従事者等）、スケジュール、プロジェクト管理方針及びプロジェクト管理方法等を含んだ業務計画書を作成すること。あわせて、作業工程を細分化した WBS（Work Breakdown Structure）を作成すること。

本業務の実施にあたっては、業務計画書に定めた事項を遵守し、厳密なプロジェクト管理を行うこと。

#### (2) 進捗報告

業務計画書に定義した要件に基づき、進捗状況の報告を適時適切に行うこと。

#### (3) 定例会議

月1回業務全体の進捗状況、課題解決の進捗状況について報告すること。

### 2.3. 成果物

以下に規定する電子データの納品は電子媒体（CD-ROM等）も併せて2部納品すること。内容は以下を基準とし、契約締結後に別途協議の上、納品成果物や提出時期を決定する。

なお、本業務で開発したソフトウェアの著作権は原則として県に帰属するものとするが、パッケージソフトを用いた場合、パッケージソフトのソースコードはパッケージ開発元に帰属するものとする。

No	成果品	納入形式
1	実施計画書（WBS含む）	紙媒体1部と電子データ
2	機能設計書及び詳細設計書	
3	データ移行（計画書、仕様書及び検証結果報告書）	
4	テスト（計画書、仕様書及び結果報告書）	
5	ソフトウェア仕様書（システム機能仕様書）	
6	移行データ	ファイル形式 (システム内配置)

7	運用手順書	紙媒体1部と電子データ
8	運用詳細設計書	
9	マニュアル（基準改定向け）	
10	マニュアル（利用者向け）	
11	打合せ議事録	紙媒体1部と電子データ

#### 2.4. その他留意事項

- (1) 受注者は、システム開発段階及び完了検査後において、データ等を本業務以外に使用し、第三者に提供してはならないものとする。また、業務に係るデータを複写し、又は複製してはならないものとする。
- (2) 受注者は、テストの実施に際し、個人情報等秘密が含まれるデータを用いないものとする。やむを得ず用いる場合は、発注者の指示した場所及び方法で使用するものとし、その必要とする範囲を超えて使用してはならないものとする。

### 3. システム運用保守

運用保守の適用期間は、1.3. (2) システム運用保守の対象期間のとおりとする。

運用保守にあたっては、以下の要件を満たすものとし、受注者は運用保守業務に関する仕様及び計画を提示すること。

パッケージソフト適用の場合、5年間のパッケージソフト使用に係る必要な経費を見込むものとする。ただし、対象期間中の独自機能プログラムにかかる障害復旧及び更新期間終了後の積算システム（独自機能プログラム含む）の改修は必要に応じて別業務での対応を想定している。

なお、対象期間中の積算基準データ（基礎単価データ、施工単価データ、諸経費）の改定についても別業務での対応を想定している。

#### 3.1 前提条件

保守の受付は、休・祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分～17時15分とする。

保守（レベルアップ）は発注者と事前にスケジュールを協議の上、実施すること。

システムの停止については別途発注者と協議すること。

#### 3.2 連絡体制

受注者にて業務への影響度により通常時と緊急時の体制を定めるものとし、通常時及び緊急時の判断は発注者にて行うものとする。

#### 3.3 業務内容と役割分担

業務内容はクラウドサービスを利用したWeb方式を想定したものとしているが、オンプレミス等の代替案とした場合も含めて、詳細は受注者と発注者が協議の上決定するものとする。

業 務 内 容	役 割 分 担 (例)	
	発注者	受注者
<b>運用保守計画等の策定</b> 1) システムの運用保守担当者を決め、体制を構築すること。稼働開始直後は、新積算システムによる業務運営が円滑に行われるよう、運用保守体制に開発に携わった要員が出来るだけ参画できる体制にすること。 2) 積算業務は休日や夜間においても実施することが多いため、迅速な障害対応が可能な体制とすること。 3) 年間、月間の運用保守計画及び日々の運用スケジュールの策定を行うこと。	承認	立案 協議
<b>運用状態監視及びオペレーション</b> 1) 運用状態・障害発生状況などの状態監視、システムの	承認	立案

起動、終了等のオペレーションを行うこと。		協議
<b>予防保守作業</b> 1) ソフトウェアにおいてパッチ修正等が発生し、適用が必要と判断された場合、非定期的な保守として隨時対応可能な形態を実現し、ソフトウェアの障害未然防止に努めること。	承認	立案 協議 実施 報告
<b>障害復旧作業</b> 1) 機器の製造元（パッケージソフトを利用する場合はその開発元）からのQ&Aを整備するなど支援体制を確保し、迅速な問題解決と安定性を実現するものとする。 2) 発注者に隨時状況報告とともに、障害の原因と対処方法等を障害対応報告書として報告するものとし、併せて運用保守マニュアルにフィードバックするものとする。	承認	実施 報告
<b>データ管理</b> 1) データのバックアップ、保存・保管を行うこと。	承認	立案 協議 実施 報告
<b>サービス稼働状況報告</b> 1) 発注者に保守に関する情報提供を隨時行うこと。	承認	報告

### 3.4 ヘルプデスク

発注者、利用者からの問い合わせに対して、以下のとおり対応を行うこと。

なお、運用初期は問い合わせ数が多くなることが予想されるため、体制を強化すること。

#### (1) 対応事項

- 導入システムの操作に関すること。
- 導入システムの機能に関すること。
- 導入システムの不具合又は障害に関すること。

#### (2) 受付時間

令和9年1月1日から令和13年12月31日  
県庁開庁日の9:00～17:15

#### (3) 受付場所

受注者負担で受付場所を設置すること。

### 3.5 成果物

以下に規定する電子データの納品は電子媒体（CD-ROM等）も併せて2部納品すること

と。内容は以下を基準とし、契約締結後に別途協議の上、納品成果物や提出時期を決定する。

なお、本業務で開発したソフトウェアの著作権は原則として県に帰属するものとするが、パッケージソフトを用いた場合、パッケージソフトのソースコードはパッケージ開発元に帰属するものとする。

No	成果品	納入形式
1	運用保守作業計画書（実施体制図、WBS 含む）	紙媒体1部と電子データ
2	運用管理報告書（月次）	
3	作業結果報告書	
4	障害対応報告書	
5	打合せ議事録	